

令和8年度

みやの環境創造提案・実践事業 — 募集要項 —



若い力で、地域の環境
問題を解決しよう！



宇都宮市では、持続可能な環境都市の実現に向けた取組を支援するため、環境創造基金を設置し、市民の皆さんから寄せられた寄付金を積み立てています。

この基金は、学生等の団体が地域の環境問題の解決に向けて実践する活動を助成する「みやの環境創造提案・実践事業」に、活用しています。

“宇都宮の環境をもっと良くしたい”と思う学生の皆さんからの応募をお待ちしています。

宇都宮市 環境部 環境創造課

1. 「みやの環境創造提案・実践事業」とは

環境創造に関する課題解決のためには、これまでの取組に加え、更なる工夫や創造的な新たな取組と環境創造に関わる人材の育成が重要です。

このため、学生等が、地域と交流・連携しながら、柔軟で斬新な発想をもって課題解決の方策を提案し、実践していく活動に対して助成します。

そして、これらの活動による成果などを検証したのち、本市の環境施策や地域の環境活動などへ生かしていきます。

2. 対象となる活動

(1) 対象となる活動

- ・ 「環境未来都市うつのみや^{*1}」の実現に資する取組で、学生の柔軟な発想やアイデアを活かして、地域と交流・連携しながら、本市における環境課題を地域に適した手法で解決しようとする活動を対象とします。
- ・ 募集する活動を「選択提案」と「自由提案」に分けて募集します。
- ・ なお、活動については、「持続可能な開発目標（SDGs）^{*2}」の推進に資する取組とし、活動内容にSDGsへの貢献（ゴール・ターゲットの指定、活動内容）について記載してください。

○選択提案

以下の中からテーマを一つ選択して、テーマに沿った活動内容を提案してください。

テーマに係る宇都宮市の課題については、5ページをご覧ください。

- ◇ カーボンニュートラルの実現に向けた市民の行動変容を促す取組について
- ◇ ごみの分別徹底に向けた意識啓発について
- ◇ ごみのポイ捨てや不法投棄への対策について
- ◇ ネイチャーポジティブ（自然再興）に資する生物多様性保全活動の充実について
- ◇ 緑化推進や緑地保全活動の充実について

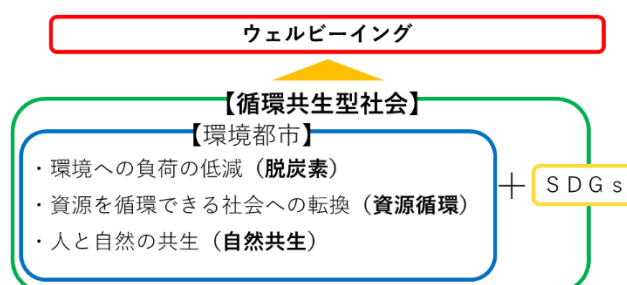
○自由提案

「環境未来都市うつのみや^{*1}」の実現につながるよう、学生の柔軟な発想で課題を解決するような活動を提案してください。

※1 宇都宮市が目指す「環境未来都市」とは—（「第4次宇都宮市環境基本計画」R8.3策定 抜粋）

みんなの「もったいない」のところで循環共生型社会を構築し、
ウェルビーイング（幸福度）が実感できる持続可能なまち

- ① 地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会
- ② 「もったいない」のところでひと・もの・まちを大切にする自然と共生した、循環型社会
- ③ 環境、経済、社会の統合的な向上が図られた持続可能なまち



※2 SDGsについて（詳細は環境省HP参照 <http://www.env.go.jp/policy/sdgs/index.html>）

- ・平成27年9月の国連サミットで採択された2030年を年限とする「持続可能な開発目標」であり、国際社会共通の目標
- ・貧困や健康、産業、環境等の広範な課題に対する17の目標及び169のターゲットから構成



(2) 活動の期間

交付決定後（概ね6月）から令和9年3月までとします。

(3) その他

同一事業に対する支援は、2回を限度とします。（年度ごとに審査を実施）

3. 対象となる団体

市内の学生等5名以上で構成し、活動を指導・監督する教員等が参加している団体を対象とします。

市内の学生等とは、市内の高等学校、専門・専修学校、大学等に在籍する学生又は市内に在住する学生とします。

4. 助成する額について

活動に関する調査や研究、物品の作製、セミナー開催など活動に要する経費のうち、事業対象経費（下表）に該当する費用を合計した額とします。ただし、10万円を限度とします。

なお、交付金については、収支予算書の審査により助成額を決定した後、概算払いでお渡ししますが、事業完了後に提出する収支決算書に基づき精算を行い、当初、概算払いでお渡しした額を上限として、最終的な交付金額を確定します。

【事業対象経費】

科目	経費の内容
報償費	講師等謝礼，調査・研究の報償等
旅費	交通費，通行料等
消耗品費	図書費，文具類，材料等
印刷製本費	チラシ等印刷代，コピー代等
通信運搬費	郵便料，宅配料等
保険料	傷害保険料，損害賠償保険料等

委託料	警備委託料，催し物等会場設営委託料等
使用料及び賃借料	催し物等会場使用料，機器・物品・車両の使用料等
その他の経費	その他市長が認める経費

【対象外経費】

- ・ 団体構成員に対する人件費や謝礼
 - ・ 団体構成員への飲食費
 - ・ 特定の個人や団体に帰属する備品の購入費
 - ・ 対象期間外に支出した経費
- ※ 判断に迷うときは，事前に環境創造課までご相談ください。

5. 応募方法について

(1) 提出書類

以下の書類を提出してください。

- ① 令和8年度みやの環境創造提案・実践事業 応募用紙
- ② 活動に要する経費に係る収支予算書

※ 上記書類の様式については，市ホームページからダウンロードできます。

(2) 受付期間 令和8年4月13日（月）～令和8年5月21日（木）午後5時15分必着

(3) 提出方法

環境創造課（市役所12階）へ持参または送付・Eメールにより提出してください。

送付先：〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5 宇都宮市役所環境部環境創造課

Eメール：u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp

6. 助成事業の選定方法等

(1) 選定方法

提出書類とプレゼンテーションをもとに以下の考え方に従い審査を行い，総合点数で順位を決めます。

なお，選定数及び助成額については，予算の範囲内（予算総額80万円）とします。（審査の結果，選定されないこともあります。）

【評価の考え方】

- ・ 本市の環境課題の解決に資する取組であるか
- ・ 新たな視点・発想から活動の提案がされているか
- ・ 持続可能な開発目標（SDGs）に資する取組であるか
- ・ 同じような課題を抱える他の地区にとってモデルとなるような活動であるか
- ・ 地域と連携しながら取り組むものであるか
- ・ 選択提案であるか など

(2) プレゼンテーションの実施

応募団体自身による提案事業の説明を公開で行います。

令和8年5月26日(火)午後に宇都宮市役所本庁舎で開催する予定です。

詳細は、応募団体あてに別途お知らせします。

※ プレゼンテーション資料のご準備もお願いいたします。

※ 実施方法を変更する場合があります。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、プレゼンテーション後、1週間程度で郵送にて御連絡します。

7. 選定後の手続き等について

(1) 交付決定後の手続き

助成金の交付申請書や請求書を提出していただきます。

また、市ホームページなどで、交付団体等を公表するとともに、事業の進捗等について随時確認等を行いますので、御協力をお願いします。

(2) 活動終了後の手続き

活動終了後、活動実績や成果、助成金の収支決算書(領収書の写しも含む)・精算書などの提出と、年2回の活動報告(9～10月(予定):中間報告, 3月(予定):成果報告)をお願いします。

なお、事業内容の変更や添付書類の不足などがあると、交付金返還の対象になる場合がありますのでご注意ください。

※ 活動報告の手法につきましては改めてお伝えいたします。

お問い合わせ	宇都宮市 環境部 環境創造課	担当: 武井
	〒320-8540 宇都宮市旭 1-1-5	TEL028-632-2409 / FAX028-632-5279
	Eメール: u0715@city.utsunomiya.tochigi.jp	

選択型提案に係る宇都宮市の課題

◇ カーボンニュートラルの実現に向けた市民の行動変容を促す取組について

地球温暖化による気候変動の影響をできるだけ小さくするためには、カーボンニュートラル（※）を実現することが不可欠である。本市では、温室効果ガスの排出量を大幅に減らす目標を定めており、これまで以上に一人ひとりが環境に関する意識を高めるとともに、私たちの行動を変えるきっかけづくりが必要となっている。

※ 温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること

(例) みやエコ・アクション・ポイント事業の周知活動を通じたCO₂削減

◇ ごみの分別徹底に向けた意識啓発について

家庭から実際に出された焼却ごみを調査した結果、資源物である「プラスチック製容器包装」や「紙」などが約2割も混入しているため、資源物を正しく分けてもらうことでごみの減量につながる。特に、「若年者」や「外国人」に対しては、分別ルールが十分に浸透していないと考えられることから、対象者のライフスタイル等に応じた意識啓発（ごみの正しい分別に関する理解や協力を仰ぐための情報発信）を効果的に行っていく必要がある。

(例) SNSのカラーセル広告を活用した情報発信

◇ ごみのポイ捨てや不法投棄への対策について

手入れされていない土地や誰も見ていない場所などには、ごみが捨てられやすくなっており、地域住民や会社が協力し、掃除やパトロールなどを行っているが、それでもごみの不法投棄は後を絶たない。さらに「ここはごみを捨てられる場所ではない」と誰でも感じられる環境づくりが重要になっている。

(例) ごみのポイ捨てや不法投棄の防止に向けた、地域の住民や商店街との連携による効果的な周知啓発や環境美化活動

◇ ネイチャーポジティブ（自然再興）に資する生物多様性保全活動の充実について

今の地球は、凄まじい速度で生きものが絶滅しているなどネガティブの状態にあり、これを2030年までに生物の種の数が回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくために、生態系が豊かになるような取り組みが推し進められている。

本市では、山や川、湿地、里山などの豊かな自然や、そこに暮らす生きものが、開発や、高齢化等による里山の手入れ不足、外来種の侵入や気候変動などの影響を受け、失われていくことが心配されている。本市の自然や生物多様性を守り、回復させるため、市民一人ひとりや企業、活動団体などみんなで協力して活動を広げていくことが必要となっている。

(例) 住民参加型の生物多様性保全活動

◇ 緑化推進や緑地保全活動の充実について

緑化推進や緑地保全を担うボランティアは高齢化が進み、新たな担い手も不足しているため、継続的に緑を守り育てていくことが難しくなっている。このため、緑そのものや、その活動への関心を高め、新たに参加するボランティアを増やすための普及啓発を行うなど、緑化推進や緑地保全活動を充実させる取組が必要となっている。

(例) 宇都宮市内の緑地における保全活動